

新潟市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

新潟市長

中原 八一

新潟市条例第 12 号

新潟市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

新潟市職員退職手当支給条例（昭和 28 年新潟市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 11 項第 4 号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第 14 項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当について同条第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、各号を削る。

附則第 3 項中「日本電信電話株式会社の職員となり」を「日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律第 1 条の 2 第 1 項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。）の職員となり」に改める。

附則第 5 項中「附則第 2 条第 1 項」を「附則第 2 条」に改める。

附則第 9 項中「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第 2 条第 1 項」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第 2 条」に改める。

附則第 10 項中「附則別表第 1」を「附則別表」に改める。

附則第 11 項中「第 35 条」を「第 35 条の 2」に、「第 63 条第 2 項」を「第 50 条の 10 第 2 項」に改める。

附則第 20 項に見出しとして「（失業者の退職手当に係る給付日数の延長に関する暫定措置）」を付し、同項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 21 項の前に見出しとして「（定年の引上げに伴う経過措置）」を付する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(2) 第8条の改正規定及び附則第20項の改正規定（見出しを加える部分を除く。）

並びに次項の規定 令和7年4月1日

(経過措置)

2 この条例による改正後の新潟市職員退職手当支給条例第8条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した新潟市職員退職手当支給条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であって前項第2号に定める日（以下この項において「施行日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。